

# 皆さんの意見を募集

## 「西宮市地域福祉計画」素案などを公開

市は、次の①・②・③の計画の素案について、市民の皆さんから意見を募集します。

素案は12月22日から各担当課・グループ、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで配布するほか、市のホームページ(アドレスはページ下参照)に掲載します。

### ①西宮市地域福祉計画

「西宮市地域福祉計画」素案は、平成17年に策定した現行計画を見直すことで、住民同士が支え合いながらいつまでも安心して暮らせる地域社会を目指すものです。

### ②西宮市健康増進計画

「西宮市健康増進計画」素案は、がんや生活習慣病などの健康課題に対する取り組みを効果的に展開するための指針となるものです。

### ③西宮市食育推進計画

「西宮市食育推進計画」素案は、食に関する正しい知識を身に付け、健全な食生活を実践し、豊かな人間性をはぐくむことを目指して策定したものです。



【担当課】保健所健康増進課  
(〒662-0865江上町3-26)0798・299・3696  
☎vo\_zoshin@nishi.or.jp

### 西宮市立幼稚園 教育振興プラン

#### 説明会を開催

教育委員会は、市立幼稚園のあり方や方向性を示した「西宮市立幼稚園教育振興プラン」の素案について、市民の皆さんから意見をいただきました。いただいた意見や、意見に対する教育委員会の見解は、12月の午前8時45分から午後5時半までに申込書など必要書類を人事課(市役所本庁舎5階)0798・35・3549へ提出してください。

18日から学事・学校改革グループ(教育委員会庁舎1階)、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション、市内の幼稚園で閲覧できるほか、市のホームページ(アドレスはページ下参照)に掲載します。

#### 説明会の日程など

開催日	開始時間	会場	対象
12/19	10:00	今津公民館	主に今津・用海地域
	15:00	越木岩公民館	主に夙川・越木岩地域
12/20	15:00	市役所東館8階	全地域
	19:00	鳴尾中央センター(鳴尾支所内)	主に鳴尾地域

## 年末特別火災警戒を実施

12月20日～31日



冬は、ストーブなど火気を扱う機会が増えることに加え、空気の乾燥等の気象条件も重なり、火災が発生しやすくなっています。消防局は、12月20日から31日まで「年末特別火災警戒」を実施します。期間中、広報車などで防火の呼びかけをするほか、指揮体制を強化し、火災の早期発見・鎮圧、被害の軽減を図ります。問合せは消防局消防課(0798・32・7310)へ。

## 来年4月採用予定

# 保育士を募集

申込は12月21日まで

市は、来年4月採用予定の保育士を募集します。募集要項・申込書は12月10日から人事課で配布するほか、市のホームページ(アドレスはページ下参照)の「市政情報」の中の「人事情報」からダウンロードできます。申込は12月10日から21日まで

の午前8時45分から午後5時半までに申込書など必要書類を人事課(市役所本庁舎5階)0798・35・3549へ提出してください。

#### 【対象】

昭和35年4月2日～50年4月1日生まれで次の要件をすべて満たす▽保育士登録を受けている▽保育所において保育士としての実務経験が平成22年3月31日現在5年以上ある

## 広告主を募集

水道ご使用量等のお知らせに掲載

水道局は、「水道ご使用量等のお知らせ」裏面の広告欄について広告主を募集します。このお知らせは、2カ月に一度の水道メーター検針時に市内約20万世帯に配布します。広告主は一般競争入札により

## ●コラム●

### 多文化共生社会を考える①

古来と新渡来の相互理解のために

弁護士

林範夫(イムボン)

本市には現在約6700人の外国人市民の皆さんが生活しています。国際化社会が進む今日、国籍や民族の異なる人どうしがお互いの文化的違いを認めあい、共に尊重しあいながら暮らしていく社会をつくるのが大切です。今回から8回シリーズで「多文化共生社会」について考えるコラムを掲載します。問合せは秘書・国際課(0798・35・3472)へ。

「多文化共生は他文化強制」と言って、他国の文化や人を日本に迎え入れることを拒絶する人がいます(外国人嫌悪、ゼノフォビア)。こういった人は、外国人がいると治安が悪くなったり、古来の醇(じゅん)風美俗が失われたりするといえます。外国人を「安価な労働力」として商品のように扱うから治安が悪くなるのです。また、こうした人が言う「醇風美俗」は、明治時代に考え出されたものが

多く、男尊女卑や特権階級の優遇といった不平等や人権侵害の内容を色濃く持ち、今の社会でもとても通用しづらいにありませぬ。今日では外国人の定住化傾向は強まる一方で、私たちの地域社会の一部となっています。日本列島は海に囲まれ、ここに暮らす人はみな海を渡ってきた人の末えい(うしろ)です。古文にも「古来(ふるき)」「新渡来(しんとら)い」の語が見られ、多文化共生は今に始まったものではなく、ずっと昔から続いてきた事柄で



林範夫(イムボン)さん

1963年生まれ。在日韓国人3世。1994年弁護士登録。1994年～1996年ソウル留学。編著書「Q&A新・韓国家族法」

あることが分かっていいます。まずは古来の私たちが、新渡来の人を理解することから始めようではありませんか。まだ日本に慣れない新渡来の人たちに日本の言葉や生活習慣等を教えてあげましょう。互いの理解不足が差別や偏見を生むのです。他方で、新渡来の人のもっている固有の文化を日本でも守っていくような制度を作り上げましょう。古来も新渡来も、自分に固有のものは大切で、これを失ったり卑下されたりしては人らしく生きていけないのです。

## 所得税・市県民税

### 65歳以上の人の 障害者控除について

昭和20年1月1日以前生まれの人で、平成21年12月31日現在介護保険の要介護認定を受けている人は、身体障害者手帳の交付を受けていない場合でも、21年分所得税および22年度市県民税における「障害者控除」の対象になる場合があります。

税を課税されている人には「障害者控除対象者認定申請書」を送付しています。本人またはその家族の人は、申請書と介護保険証の写しを高齢福祉グループ(〒662-8567六湊寺町10-3)0798・35・3150へ返送用封筒で郵送してください。該当することが確認できた人には、確定申告などで利用できる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

※申請書が届いていないと思われる場合や、障害者扶養控除の申告に必要な人は同グループへご連絡ください。なお、以前に認定書を交付された人は申請の必要はありません

### 固定資産税 都市計画税 第3期分の 納期限は12月25日

固定資産税・都市計画税の第3期分納期限は12月25日です。【問合せ先】課税については：資産税グループ(0798・35・3269)▽納税については：納税グループ(0798・35・3233) 【口座振替の】利用を 市税の納付に口座振替をご利用ください。口座振替の場合、指定の預金口座から各納期の最終日(一括納付の利用者は第1期の最終日)に自動的に振替が

### 休日納税相談

12月19・20日の土・日曜

市は、平日に勤務などの都合で納税の相談に来られない人や事情によりまだ納付していない人を対象に「休日納税相談」を開催します。問合せは納税グループ(0798・35・3233)へ。【日程・会場】12月19・20日の午前9時～午後5時に納税グループ(市役所本庁舎2階)で、当日は正面玄関から入れます